

○帯広市川西農業者研修センター条例

昭和56年3月31日条例第22号

改正

平成15年10月1日条例第26号

平成20年3月7日条例第1号

帯広市川西農業者研修センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、帯広市が設置する農業者研修センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 本市に農業者研修センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 帯広市川西農業者研修センター

位置 帯広市川西町西2線59番地

(設置の目的)

第3条 帯広市川西農業者研修センター（以下「農業者研修センター」という。）は、地域住民の文化活動、健康増進、集会、研修等の用に供し、もって連帯感にささえられた健康で豊かな地域社会の建設を図ることを目的とする。

(使用許可)

第4条 農業者研修センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、農業者研修センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業者研修センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 農業者研修センター及びその備付物品をき損又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他農業者研修センターの管理運営上適当と認め難いとき。

(使用許可の取消等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市長は、賠償の責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は農業者研修センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(4) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。

(特別施設の設置等)

第7条 使用者は、農業者研修センターの使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、その使用を終ったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その使用により建物又は附属施設若しくは備付物品を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(委任規定)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。